平成 22 年 1 月 12 日制定 令和 2 年 3 月 18 日最終改正 島根県環境生活部環境政策課

(目的)

第1条 この要領は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第49条第1号の規定に基づき、知事が認める者(以下「例外引渡者」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(承認の申請)

- 第2条 知事の承認を受けようとする者は、例外引渡者承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類 を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請人が個人である場合においては、住民票の写し
 - (2) 申請人が法人である場合においては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - (3) 事業所の付近の見取図
 - (4) 事業所の平面図 (フロン類回収容器の保管場所が明示されたもの)
 - (5) 引き取ったフロン類を、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡したことを証することができる書類(以下「フロン類管理書」という。)
 - (6) その他、知事が必要と認める書類

(承認の基準等)

- 第3条 知事は、前条の申請があった場合において、その申請の内容が次の各号の基準に適合する と認めるときは、承認するものとし、その旨を様式第2号により申請者に通知することとする。
 - (1) 知事の登録を受けている第一種フロン類充塡回収業者又は知事の登録を受けている第一種フロン類充塡回収業者で構成されている団体であること。
 - (2) フロン類回収容器の保管場所及びフロン類の管理について十分な知見を有する者が責任者として選任されていること。
 - (3) 引き取ったフロン類を、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡しを行っていること。
 - (4) 事業所ごとに他の第一種フロン類充塡回収業者への貸出が可能な台数のフロン類の回収のための機器及びフロン類回収容器を有していること。
 - (5) 事業所ごとにフロン類回収容器の専用の保管場所が適切に設置されていること。
 - (6) フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たって、規則 第50条の基準に従ってフロン類を運搬することが確実であること。
 - (7) フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、規則第49条第1号ロに掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から5年間保存することが確実であること。
 - (8) 前号の記録に係る閲覧の申出があった場合、正当な理由がない限り、その申出に応じる

- ことが確実であること。
- (9) 毎年度終了後45日以内に、規則第49条第1号ニに掲げる事項について知事に報告することが確実であること。
- 2 知事は、申請の内容が前項各号の基準に適合しないために承認しなかったときは、その旨を様式 第3号により理由を付して申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 例外引渡者は、様式第1号に記載した申請事項に変更があったときは、その日から30日 以内に、その旨を様式第4号により、知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第5条 例外引渡者は、フロン類の引取りを廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を 様式第5号により、知事に届け出なければならない。

(記録及び報告)

- 第6条 例外引渡者は、規則第1号ロに掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の 日から5年間保存しなければならない。
- 2 例外引渡者は、毎年度終了後45日以内に、様式第6号により知事に報告しなければならない。

(承認の取り消し)

- 第7条 知事は、例外引渡者が第3条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき又は前条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その承認を取り消すことができる。
- 2 第3条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附即

この要領は、令和2年4月1日から施行する。